

参考資料3 空家等対策庁内調整会議設置要綱

摂津市空家等対策庁内調整会議設置要綱

(設置)

第1条 平成27年5月26日付、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の施行に伴い、市内に所在する適切な管理が行われていない空家等の問題に関して、具体的な施策の協議検討及び庁内の情報共有等を円滑かつ適切に遂行するため、摂津市空家等対策庁内調整会議(以下「庁内調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内調整会議は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 既存の空家等の対策に関すること。
- (2) 今後発生が予想される空家等の対策に関すること。
- (3) その他、空家等の対策に関し必要なこと。

(組織)

第3条 庁内調整会議は、建設部長、建設部次長及び次に掲げる課の課長を委員として組織する。

- (1) 政策推進課
 - (2) 固定資産税課
 - (3) 自治振興課
 - (4) 環境政策課
 - (5) 保健福祉課
 - (6) 消防本部予防課
 - (7) 建築課
- 2 座長は建設部長、副座長は建設部次長をもって充てる。建設部次長が不在の場合は、座長が指名するものを充てる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 座長は、委員が庁内調整会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 5 庁内調整会議オブザーバー委員として、次に掲げる課の課長をもって任じ、庁内調整会議の招集要請に応じ、参加するものとする。
- (1) 総務課
 - (2) 防災危機管理課
 - (3) 資産活用課
 - (4) 納税課
 - (5) 市民課
 - (6) 産業振興課
 - (7) 環境業務課
 - (8) 環境センター
 - (9) 高齢介護課
 - (10) 障害福祉課
 - (11) 料金課
 - (12) 下水道事業課
 - (13) 道路管理課
 - (14) 都市計画課
 - (15) 水みどり課

- 6 庁内調整会議に法律、権利関係等の専門性を有し精通した者を臨時委員として任じ、参加させることができる。

(会議)

第4条 庁内調整会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、当該会議に出席を求めて意見、説明を聴く、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 座長は、委員が欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(調査検討部会)

第5条 庁内調整会議に付すべき次に掲げる事項について調査及び検討するため、庁内調整会議に調査検討部会を設置する。

- (1) 空家等の実態把握に関すること。
 - (2) 空家等の適切な管理の促進に関すること。
 - (3) 所有者及び管理者の意識の涵養と理解増進に関すること。
 - (4) 空家等に対する関係法令による諸規制等に関すること。
 - (5) 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等に関すること。
 - (6) 前各号に掲げる事項を推進するための方策に関すること。
 - (7) その他空家等の対策に関し必要なこと。
- 2 部会は建築課長、自治振興課長及び別表に掲げる者をもって組織する。
 - 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会長には建築課長を、副部会長には自治振興課長をもって充てる。
 - 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
 - 7 部会長は、部会委員が部会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
 - 8 部会長は、調査検討部会で調査又は検討した事項を必要に応じて庁内調整会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 庁内調整会議及び調査検討部会の庶務は、建築課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表（第5条第2項）

調査検討部会	
(1)	政策推進課
(2)	固定資産税課
(3)	総務課
(4)	防災危機管理課
(5)	資産活用課
(6)	納税課
(7)	自治振興課
(8)	市民課
(9)	産業振興課
(10)	環境政策課
(11)	環境業務課
(12)	環境センター
(13)	保健福祉課
(14)	高齢介護課
(15)	障害福祉課
(16)	料金課
(17)	下水道事業課
(18)	消防本部予防課
(19)	教育委員会教育政策課
(20)	道路管理課
(21)	都市計画課
(22)	水みどり課
(23)	建築課

摂津市空家等対策庁内調整会議

市 長
副 市 長



座長：建設部長
副座長：建設部次長

庁内調整会議委員

政策推進課長	固定資産税課長	自治振興課長	環境政策課長	保健福祉課長	消防予防課長	建築課長
--------	---------	--------	--------	--------	--------	------

庁内調整会議オブザーバー委員

総務課長	防災危機管理課長	資産活用課長	納税課長	市民課長	産業振興課長	環境業務課長	環境センター長	高齢介護課長	障害福祉課長	料金課長	下水道事業課長	道路管理課長	都市計画課長	水みどり課長
------	----------	--------	------	------	--------	--------	---------	--------	--------	------	---------	--------	--------	--------

※各課の課長級職員で構成。オブザーバー委員は招集要請に応じ参加。

※庁内調整会議の事務局は、建築課。



部会長：建築課長
副部会長：自治振興課長

調査検討部会委員

政策推進課	固定資産税課	総務課	防災危機管理課	資産活用課	納税課	自治振興課	市民課	産業振興課	環境政策課	環境業務課	環境センター	保健福祉課	高齢介護課	障害福祉課	料金課	下水道事業課	消防予防課	教育政策課	道路管理課	都市計画課	水みどり課	建築課
-------	--------	-----	---------	-------	-----	-------	-----	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-----	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

※各課の課長代理級、係長級職員で構成。

※調査検討部会の事務局は、建築課。